

幼保連携型認定こども園の認可等について

1 幼保連携型認定こども園の認可について

平成27年度第3回長野市社会福祉審議会児童福祉専門分科会（平成28年2月4日開催）において、「幼保連携型認定こども園の認可については、利用定員が充足している教育・保育提供区域でも、既存の幼稚園及び保育所が幼保連携型認定こども園への移行を希望する場合には、認可基準を満たす限り認可を行うこと」を了承していただいている。

なお、「長野市子ども・子育て支援事業計画」では、幼保連携型認定こども園への移行に関する各種制度等の情報提供を行うとともに、移行に伴い必要となる施設整備の財政的支援を行うとしている。

2 幼保連携型認定こども園 芹田東部こども園について

幼保連携型認定こども園は、学校かつ児童福祉施設で、その設置主体は、国、自治体、学校法人及び社会福祉法人に限定されている。教育・保育従事者の要件として、有効な幼稚園教諭の普通免許状を有し、保育士登録を受けた保育教諭の配置が必要となる。（令和6年度までは経過措置あり）

なお、施設の概要は次のとおり。

●令和4年度～

名 称	幼保連携型認定こども園 芹田東部こども園
設 置 者	社会福祉法人励精会
所 在 地	長野市大字稲葉 2208 番地
事業開始年月日	令和4年4月1日(予定)
類 型	幼保連携型認定こども園
利 用 定 員	90人（1号認定15人・2号認定39人・3号認定36人）
職 員 配 置	(予定) 園長 1人 副園長 1人 主幹保育教諭 2人 保育教諭 18人 (常勤保育教諭 11人 非常勤保育教諭 7人) 事務職員 1人

●現行

芹田東部保育園
同左
同左
昭和32年9月1日(認可日)
認可保育所
90人（2号認定54人・3号認定36人）
園長 1人 副園長 1人 主任保育士 1人 保育士 17人 (常勤保育士 9人 非常勤保育士 8人) 事務職員 1人



施設・設備	乳児室 10.00 m ² ほふく室 63.84 m ² 保育室 36.92 m ² × 4 室、41.82 m ² × 1 室 職員室 保健室 遊戯室 調理室 便所 飲料水用設備 手洗用設備 足洗用設備
園庭	421.65 m ²

■位置図



令和4年4月1日から事業開始予定の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園について

●令和4年度～

名 称	小市こども園
設 置 者	仮称) 社会福祉法人 六花会
所 在 地	同左
類 型	認可保育所 (保育所型認定こども園)
利 用 定 員	98人 (1号認定10人・2号認定48人・3号認定40人)

●現行

小市保育園
社会福祉法人 小市保育園
長野市安茂里小市3丁目8番19号
認可保育所
90人 (2号認定57人・3号認定33人)

●令和4年度～

名 称	認定こども園 豊野みなみ
設 置 者	同左
所 在 地	同左
類 型	認可保育所 (保育所型認定こども園)
利 用 定 員	80人 (1号認定10人・2号認定40人・3号認定30人)

●現行

豊野みなみ保育園
社会福祉法人 五幸会
長野市豊野町豊野430番地6
認可保育所
70人 (2号認定40人・3号認定30人)

認定こども園4類型の比較

	幼保連携型 認定こども園 	幼稚園型 認定こども園 	保育所型 認定こども園 	地方裁量型 認定こども園 
法的性格	学校かつ 児童福祉施設	学校 (幼稚園+保育所機能)	児童福祉施設 (保育所+幼稚園機能)	幼稚園機能+保育所機能
設置主体	国、自治体、学校法人、 社会福祉法人 ^{*1}	国、自治体、学校法人	制限なし	
職員の要件	保育教諭 ^{*2} (幼稚園教諭+保育士資格)	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 <small>※ただし、教育相当時間以外の保育に従事する場合は、保育士資格が必要</small> 満3歳未満→ 保育士資格が必要	満3歳以上→ 両免許・資格の併有が望ましい いがいずれかでも可 満3歳未満→ 保育士資格が必要
給食の提供	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) <small>※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により異なる場合がある。</small>	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可)	2・3号子どもに対する食事の 提供義務 自園調理が原則・調理室の設置 義務(満3歳以上は、外部 搬入可) <small>※ただし、参酌基準のため、各都道府県の 条例等により異なる場合がある。</small>
開園日・開園時間	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定	11時間開園、土曜日の開園が 原則(弾力運用可)	地域の実情に応じて設定

*1 学校教育法附則6条園の設置者(宗教法人立、個人立等)も、一定の要件の下、設置主体になることができる経過措置を設けています。

*2 幼稚園教諭免許又は保育士資格のどちらか一方しか有していない者は、新制度施行後5年間に限り、保育教諭となることができません。